

総務常任委員会

平成24年6月18日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成24年6月18日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

議案第 3 号 旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 財産の取得について

議案第11号 専決処分の承認について

議案第12号 専決処分の承認について

議案第13号 専決処分の承認について

議案第14号 専決処分の承認について

《付託陳情》

陳情第 2 号 住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情

出席委員（7名）

委員長 木 内 欽 市

副委員長 伊 藤 保

委員 高 橋 利 彦

委員 柴 田 徹 也

委員 太 田 將 範

委員 飯 嶋 正 利

委員 大 塚 祐 司

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊 介

説明のため出席した者（２０名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	加瀬寿一
企画政策課長 兼被災室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
監査委員 事務局長	馬淵一弘	その他担当員	９名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む9議案と陳情1件について審査をしていただくこととなっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、あいさつといたします。

なお、木内委員長、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算から議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでのうちの9議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、財産の取得について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認についての9議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ……（録音漏れ）……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） すみません。マイク使いませんでした。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,600万1,000円を追加いたしまして、予算総額を269億800万円とするものでございます。

各事業内容につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたとおりでございますが、このたびの補正予算は災害復興関連予算を基本としております。復興関連の補正額は4億4,787万8,000円で、補正予算額のおおむね92%ほどとなっております。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

その中でも予算額として大きいものでございますが、2款1項4目財政管理費の説明欄1番、災害復興基金積立金1億7,600万円の追加と説明欄2番の東日本大震災復興交付金基金積立金1億6,511万7,000円の追加でございます。

この基金の相違について申し上げますと、まず災害復興基金は昨年9月議会におきまして設置した基金でございまして、千葉県市町村復興協会等の見舞金、一般寄附金、特別交付税等を原資としているものでございまして、旭市の任意の基金でございます。このたび千葉県より「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金1億7,600万円が交付されることとなりましたが、これにつきましては用途を区分すれば既存の基金への積み立てで構わないということでございましたので、災害復興基金へ1億7,600万円を積み立てることとしております。

一方、国からの東日本大震災復興交付金1億6,511万7,000円につきましては、別途、独立した基金を設置して管理するようという指導がございますので、議案第2号で旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について提案させていただいたところでございます。

基金の現在高の見込みについて申し上げますと、災害復興基金の23年度末現在高は7億3,312万9,000円、24年度当初予算での取り崩しが1億2,700万円ございまして、預金利子等で37万6,000円を積み立てる。それから、6月の補正で今回、東日本大震災復興基金との組み替えによる取り崩しの減というのが4,518万円ございまして、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の積み立てが先ほど申し上げた1億7,600万円で、平成24年度末の現在高の見込みは8億2,768万5,000円となっております。

それから、東日本大震災復興交付金基金は国からの交付金の積み立てで1億6,511万7,000円、災害に強い地域づくり事業へ充当するというで積み立てて、またすぐ取り崩すんですけれども、8,786万7,000円を取り崩すと。それから、市街地液状化対策事業への充当ということで2,625万円、平成24年度末の現在高見込みは5,100万円となっております。

なお、この5,100万円につきましては、債務負担行為を設定した25年度で実施する市街地液状化対策事業への充当を予定しているものであります。

そのほか、事業内容につきましては本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

何か質疑がございますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この7ページですけれども、7ページの歳入、県支出金の説明欄で「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金1億7,600万円ですか、これは何を目的に交付されているのか、その交付された基準ですか。

それとこれは歳出に関係あるわけですが、これが9ページですか、9ページに説明欄1、災害復興基金積立金1億7,600万円ということになるわけですが、これは何を目的に積み立てするのか、まずそれをお尋ねします。

それと、あとはここに平成24年度の旭市復興交付金計画事業概要、出されていますが、この例えば液状化地域の地盤調査をやるとなれば、どの辺をやるのか、それで全体的に何か所やるのか、その辺、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、7ページのご質問で、まず初めに、交付金には3種類ありますよということだけ先に申し上げたいと思います。去年9月に基金をつくった市の交付金というのと県の交付金と国の交付金という3種類ありますよということでございます。

今、高橋委員がご質問があった歳入のほうは県の交付金であります。それを順を追ってご説明申し上げます。

7ページの県の交付金について目的はということで、県はソフト事業に使ってくれと言っています。ですのでソフト事業に使います。

どういう基準でこの金額ということのご質問でありましたので、これは人口割だとか被災者割だとか亡くなった方の人数だとか、そういったことをトータルしまして旭市に1億7,600万円、全体の8.8%の金額、県全体としては20億円ございます。その金額の8.8%というものでございます。

それでは、9ページに移りまして、歳出のほうもどういう目的でということでもありますので、県の指導のとおりソフト事業でということで、議案質疑でもありましたように坂本冬美さんのコンサートだとか、あとは祭りの補助金だとか、そういったものに使いますよということでご説明申し上げます。

それから、3番目にこのきょう添付資料とついていますが、この資料につきましては、国の交付金でありますので、この交付金、県の交付金とはまた違った説明を後ほどさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） ですから、この事業概要ということで資料を配られていますが、この内容なんです。ですから、例えば1番の市街地液状化対策事業ですか、これで地域の地盤調査をやる。それから対策、工法の検討とありますが、ですから、どの辺の地盤調査を何か所くらいやるのか、それを含めて、あと4番までお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 高橋委員、申し訳ないんですけども、1番目の液状化、これは都市整備課の所管なんです。ちょっと詳細のほうまでは申し訳ないんですが、すみませんが、申し訳ありません。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員、今4つの事業の説明をということで、1番目は都市整備課管轄です。ただ、箇所とか、これはこれからこの調査の中で決めますよということですので、まだその箇所数だとか場所は決めておりません。

それから、2番目の計画策定事業ですけども、これは防災に強いまちづくり、防災まちづくり計画を策定するとか、この事業概要のところにあります。そういう計画の策定だとか、あとは避難タワー2基の設置、防災倉庫2か所、発電機等の事業でございます。

それから、3番目ですけども、これは看板等、標識等でございます。防災総合推進事業、避難案内標識等で避難誘導看板5か所でございます。

それから、4つ目の防災まちづくり拠点施設整備事業につきましては、これはやはりこの事業概要にありますように、防災井戸2基と海拔表示板300枚の費用でございます。

トータル、事業費として2億1,995万4,000円、交付金の額は1億6,511万7,000円でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これはここで質問していいかどうかちょっと迷うんですが、議案第10号ありますね。これは損害賠償の件ですか、それが議案に出て、議会の議決という中で、なぜ予算化されないのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 損害賠償の件は交通事故の例の損害賠償の件ということで、農水産課の車ということで車の関係はそこで実施するんですけれども、まず予算の関係は必ず予算支出したような形をとっております。特に賠償、今回の件につきましては人身が絡む、それから物件が絡むということで、従来から交通事故に関しては100万円未満については専決で処理ができる。ただ、今回は100万円を超えているので議会の議決が必要だということになっています。当然、総計予算主義の中では予算を経由する。ただ、保険会社のほうから直接払いができるという形になっています。さらに、その中では自賠償を含んだ金額を含めて人身についてはお支払いすると。その中で直接、期間的なものもありますので、保険会社のほうから直接払いをする。そうしたときに予算についてはあくまでも、議案質疑の中でもございましたけれども、公金振り替えという措置をさせていただいているということで、予算上の数字がここに載っていないという、金額については予備費から措置、従来からさせていただいているもの。従来どおりの対応をさせていただいたということでございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これが保険会社からおりる金額と、それから実質の支払い金額、差があるなら、これはまた別だと思うんですが、保険会社からおりる金が即、被害者に払われるという、全然、市が支出する金が一銭もないわけですね。それをあえて、なぜこういう事務的に労力を、皆さん方は労力がかからないと言えそれまでかもしれませんが、あえて労力をかけるのか、その辺お尋ねします。

それと同時に、当然この賠償の議案が出たら、そこに予算計上すべきだと思うんですが、それは法的にどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、今回の事故については物損と、それから人身が2つ中に入っていると。自賠償の関係であれば当然過去の実例等を見ても、自賠償に絡む保険金については直接払いが保険会社からできて、それについては予算を通さなくてもいいというような形がございます。ただ、物件等についてはすべて市が請求して、それに基づいて支払うと。実

際には被害者が直接請求もできるんですけれども、今回についても全国市有物件の中では、少なくとも市が市有物件から金額の通知があつて、それに基づいた金額を請求して、市の中の少なくとも処理は行うということがございます。ですから、自賠責法の16条のことであれば当然、市の会計を通さなくても済むんですけれども、それ以外のものも含むということで、今回については市が一銭も持ち出しがないわけなんですけれども、それでも市の中ではお金を形の上では計算上、数字が出てくるという形になっています。

予算になぜ計上しないのかというのは、やはり示談等のタイミングとか、いろいろございますので、そこの中で速やかに支出する必要がある。じゃ、専決処分したりすればいいじゃないかという形もあるかと思えますけれども、少なくとも従来に対応の中で予備費の充当で速やかに措置することが金額的にはできるのかなということがありまして、今回はやっているということでございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 理解できない説明ですが、いいです。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 本会議でも高橋委員から質問があつた、坂本冬美さんの890万円ですか、この公演の、この上に、その8ページにある事業入場料収入687万9,000円というのが、これの収入になると思うんですが、これはあれですか、今回招待とか、そういったものでなく、全く全席販売ということになるんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 8ページの一番下でございます。これは2回公演で、1階席をAとB席に分けまして、2階席を仮にCとします。3種類の金額を設けまして、それぞれ全員から入場料をいただくと、こんなことになっております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 先ほどの高橋委員の説明も、都市整備課のやつ、後で報告求めますか。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） いいですか。

特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは本会議で説明したとおりでございます。
追加して説明することはありません。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） 議案第3号につきましても、本会議で補足説明をしたとおりで
ございますので、この場で補足して説明することはありません。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 議案第4号につきましても、本会議で補足説明申し上げましたとおり
でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、特にござい
ませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第11号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年度制定いたしました東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の減免期間を延長するものでありまして、平成24年度に課する国民健康保険税のうち平成24年4月から9月までの国民健康保険加入に係る保険税について減免を延長するものでございます。

この条例によります減免額でございますが、当初課税時点で約2,500万円、世帯数で620世帯でございます。

なお、この減免の財源につきましては、国からの特別調整交付金で補てんされます。

以上で補足を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第12号、旭市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴うものでありまして、主に評価替えに伴う時限立法の延長、文言の整理等でございます。詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第13号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてですが、こちらにつきましても地方税法の改正に伴うものでございまして、評価替えに伴う時限立法の延長、文言の整理等でございます。詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、東日本大震災にかかる被災者居住用財産の敷地を譲渡した場合の特例措置を受けるための譲渡期限が3年から7年に延長されたため、条文の読み替え規定を整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) それでは、資料3枚ありますので、3枚まとめてご説明申し上げます。

先ほど高橋委員のほうからご質問がありました交付金計画の事業概要というところが1枚目にある3枚重ねてある資料です。

それでは、ご説明申し上げます。よろしいですか。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 平成24年度旭市復興交付金計画、これはいわゆる国の交付金事業です。先ほど高橋委員からご質問がありまして、これを読み上げてしまいましたので、一番最後の合計欄のところ、1億6,511万7,000円が交付金の金額ですよということで、この金額は今年4月4日に国に申請しまして、5月25日に全額決定したというよ

うなものであります。一般質問でたびたび話が出ていましたけれども、では、次回の申請はということで、今月ではなくて9月に第4次分として公営住宅の設置事業と飯岡保育所の統合事業と、できればその飯岡中学校の改築事業もこの9月に持っていきたいというふうに考えております。

続いて、2枚目の資料です。今度は縦書きになっていまして、これは5月に実施しました仮設住宅等の住宅再建見通し及び復興住宅希望の意向調査を行った結果でございます。

この表は、左から縦に見ていただきたいと思います。ちょっと見づらい図面ですけれども、左から縦に、一番左ですけれども、これは対象世帯数です。これも一般質問でたびたび出ていましたけれども、仮設住宅は160世帯にアンケートを実施しましたということで、2段目にある仮設住宅を除くというのは51世帯は、12月にやはりこのアンケートをとっていまして、その12月時点で、まだ再建の見通しが立っていない方に再度お伺いした51世帯で合計で211世帯で、回収は208世帯ですよという、この表でございます。

それから、左から2番目は、仮設住宅の契約期限までの再建見通しということで、仮設住宅は来年の5月でその期限が切れるわけですがけれども、その5月の段階で再建の見通しが立たない、めどが立たないということは87世帯でございました。これは既に都市整備課から県に要望しまして、既にその延長は決定しております。つまり、2年から3年に延長されたということでございます。

それから、中央の縦の線は来年5月以降、住宅の再建方法について尋ねたわけであります。これは一番下のところの合計の208から上に3つ目のところ、市営住宅、米印のところで45世帯あります。これは、まだ見通しが立っていない方の数字と思っていただきたいと思います。検討されている方ということで45世帯が、まだその再建の見通しが立っていないということで、その右側にやはり下から4行目のところにちょっと薄く塗ってあって米印、入居を希望する43というのがあります。45世帯の方が再建の見通しが立っていないんですけれども、43世帯の方は公営住宅を希望しますよということの状況であります。

ただ、まだこの未確定のところもありますので、今月再度調査をしまして、この辺のところの数字を固めたいというふうに思っております。本当に困っている方がどれだけいるのかなということを、最後まで面会して調査したいと思っている状況でございます。

この表は以上でございます。

それから、3枚目に「道の駅」建設準備委員会の会議結果の資料がございます。これは、今年3月、第1回の議会の本委員会で道の駅準備委員会の状況をその都度、報告しますよと

いうお約束いたしましたので、きょう1回目と2回目分を報告するものでございます。

第1回の準備委員会は4月25日に開催しまして、その内容ですけれども、ここに1から3まで記載してございます。2番目に役員の選出で、委員長には滑川議員がつきました。それから、3つ目に事務局より今後のスケジュールということで、(4)にございますとおり、平成27年度を目途に準備を進めますということです。これは、あくまでも用地の確保の状況でこれをめどとしていますが、その状況によっては遅れる可能性もあるということです。

それから、第2回の準備委員会は5月24日開催いたしました。外部のアドバイザーに出席していただきまして意見交換を行いました。3番に記載してありますように、重要項目検討事項としまして(1)から(5)まで記載のとおりであります。場所につきまして(1)7月中に候補地を絞り込みたい、こういうような考えであります。それから、2番目に必要な施設及び規模を順次決定していく。3つ目に駅長の公募準備を進めるんですけれども、併せて委員さん方から推薦もお願いしますよということの内容です。それから、4つ目としまして、管理運営については第三セクターか指定管理者で絞っていきましょうということで今、進めております。それから、5つ目につきましては、直売施設の、組織の設置についても検討を行っていきましょうと、こういうものであります。

この準備委員会の1枚の資料の後ろに、今度はアドバイザーが持ってきました「道の駅建設準備委員会第2回検討資料」という船井総合研究所の提出してもらった、この厚い資料がございまして、本件につきましては、6月12日に全員協議会が、ここで開催されたときに滑川議員から説明しましたというふうに聞いておりましたので、この資料をぜひ総務常任委員会で配ってくれよなというふうに言われておりましたので、ここに配らせていただきました。この内容については、また後ほど見ていただきたいと思います。10分間というか10分商圏人口、足元商圏人口というのは重要ですということを、この資料の中に書いてございます。

説明は以上でございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

大分、気温も上がってきましたので、上着をもし脱ぐようでしたら脱いで結構でございますので、お願いします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、配布資料ございませんが、2点報告をさせていただきます。

まず1点目です。市長が政務報告でも申し上げましたが、徴収対策室を6月1日付で設置をいたしました。市が保有する債権に係る滞納の縮減、またその債権を適正に管理するため設置したものでございます。6月1日同日付で行政改革推進課内に設置をいたしました。室長は、行政改革推進課長、兼務でございます。それと担当者1名増員の人事異動を行いました。行政改革推進課に1名増員をいたしました。

それと2点目です。これも6月1日付でございますが、ハラスメントの防止規定を市でも制定いたしました。内容は、ハラスメントの発生を防ぐための対策、また発生した場合の対処方法などを取り決めております。併せまして課長職など各職場の上司が率先して働きやすい職場、ハラスメントのない職場づくりに努めるよう、管理職向けのハラスメントの防止研修会を5月21日に、午前1回、午後1回と2回開催いたしました。対象としたのは課長職及び主幹職、参加者84名でした。

以上です。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、ただいま総務課長のほうからありました徴収対策室について、もう少しご説明させていただきます。

まず、徴収対策室ですが、県内、それから県外含めて先進のところを幾つか勉強させていただきました。その中で債権を管理するに当たって、徴収を一つの部署に集めて徴収業務をやるという形と、それから、マネジメントをするというか指導をしていくという2つのパターンがありました。その中で旭市としては、そのマネジメントをする部署をつくろうということに決して、それが徴収対策室という形になったわけであります。

具体的には、当面やることといたしまして、債権に関するさまざまな情報、例えばハヤシが給食費を滞納しているといったときに、このハヤシはほかの債権は滞納しているのかどうか、そんなことが今まで市の中では個人情報とかいろいろある中で、名寄せみたいものができておりませんでしたので、そんなものをつくっていきたい。

それから、もう一つは、それぞれの債権について徴収の目標、これをはっきり設定してそれぞれの課でしっかりと徴収をしていくと、そんな形をつくっていききたいということでスタートしております。6月1日スタートですので、まだ細かいことは協議中でありますけれども、これからその目標をはっきり設定した上で徴収の強化に当たっていききたい、そんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、秘書広報課から東日本大震災の記録誌「被災地あさひ」について、これで説明させていただきます。

記録誌につきましては、本議会の議案と一緒に配布させていただきました。ご覧いただけたかと思いますが、改めて地震・津波被害の脅威と被災者がともに励まし合うきずなを感じていただければ幸いです。また、この冊子の一番裏側にDVDがありますので、ご覧いただければと思います。

この記録誌につきましては、今回のこの被害を風化させることなく後世に伝え、しっかりとした防災対策につなげていただければと思っております。また市内全域への早目な配布を考えております。現行予算において2万5,000部の追加発注を予定しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） それでは、所管事項の報告は終わりました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

太田委員。

○委員（太田将範） 徴収対策室の件につきましてお尋ねします。

具体的には、名寄せをして、目標設定をするということなんですけれども、具体的な徴収に関してどういう形でこの後の行政をするという形をやるのか、分かれば。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 目標設定に関する協議はまだ始まっておりませんので、その辺はもう少しお待ちいただきたいなと思います。

それから、実はちょっと説明が足りなかった部分があるんですが、その目標を決めて実行していくということを担保するという意図で、徴収対策会議というのを庁内に設置しようと。この会議につきましては副市長をトップといたしまして、債権を持った課すべての課、それから、総務課とうちのほうと入って、その中でそれぞれの債権についてその時点での徴収率ですとか徴収額ですとか、そういったデータをとって、その結果として翌月、あるいはそれから先どうしていくのかというような協議をしたい。そこで目標を決めて、それを実施していくというようなことで考えております。ちなみに、その徴収対策会議については、現時点では月1回やっていこうということで動き始めました。

以上です。

○委員長（木内欽市） 太田委員。

○委員（太田将範） そうしますと、具体的な作業というのはこれから進むということになる

と思うんですが、そういった形で作業を進めていく会議の公開といいますか、きちっとした報告はこちらのほうにも上げていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） ハラスメント対策マニュアルですけども、私はいいと思いますけれども、1つだけ申し上げたいのは、市役所が把握してなかった事例というのはあるということです。それから、やはり課長、主幹の中にも全く理解していない、現職かOBかは言いませんけれども、全くそのようなことに無頓着であった、無頓着である、そういう人がいると思います。ですから、継続的な研修を続けていって隅々まで、目の届かないところで泣き寝入りしている人がいるかもしれないということを想定していただいて、継続的にやっていただきたいと思います。こちらのほうは答弁は不要です。

それから、こちらのほうですね、昨年出たものより数段できがいいとは思いますが、それで、コンサルタントが優秀なんだろうなと思うのですが、まず相変わらず情報が出てきていない。委員が誰なのか、それも出ていないですし、議事録もないですし、議事録、民間人の名前出したらずいのであれば、民間人のところだけ匿名で委員とかやって議事録出せばいいのかなとは思いますが。その辺り、非公開な議論というのは、特にこのような市民が注目している事業であれば、議論を非公開とすると必ず後でいろいろな反対意見が出ると思うのですが、これはあくまでも議事録も委員も公表しないと方針でよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） 大塚委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議事録です。1回、2回はまだ公開するような状況ではなかったものですから、していません。この先、その概要、誰が何を言ったというところはもちろん出せませんが、概要をまとめて公開するようにしたいというふうに思っております。

委員については、まだお知らせしていないよなというふうな今、ご質問ございました。これは誰と言ったほうがよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そうですか。じゃ、その場を見て委員の名簿を配るようにしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 私が危惧しますのは、これ自体は別にいいと思うんですけども、建物を高く建て過ぎると後で大変な目に遭うんですけども、その辺りは今後どのようにしていくつもりなんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 建物の状況、余り高くすると、ということですけども、これは一般質問でも市長から幾ら程度というふうな言い方をさせていただきました。建物に細かくは、これから詰めていきます。何を造るかということもこれから詰めていきますので、本当に申し訳ございません。この場ではまだ申し上げる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 建物を幾らで建てるかというのは、まさに行政の能力の腕の見せどころですから、ぜひやるのであれば税金の無駄遣いと言われないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっとさっき聞き忘れたんですが、議案第1号の件なんですが、県の「がんばろう！千葉」の件ですけども、結局これはソフト事業に使うということで、坂本冬美のショーなんかには使うというさっき説明ありましたね。それが何で来た金額をそのまま積み立てして、坂本冬美にその中から出さないのか、別の予算でしょう。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予算の動きということで総計予算の中で、まず県から来たお金を受け入れます。それをまず繰り出しとして基金に積み立てます。さらに今回は歳入のほうで別途繰り入れという形で、そこから崩す分を見ております。そこを充当するという形になっていますので、ちょっと分かりにくいんですけども、予算上そのような形をとらせていただいていますので充当しているということでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） さっき道の駅でしたから関連して聞けばよかったんですけども、今、全然、詳細が決まっていない中で、もう7月中には候補地を絞り込んで、その後、用地交渉に入るといことですよ。もう今6月の、きょうは18日ですよ。7月中にもう候補地を絞って用地交渉に入るとい、何も決まっていない中ですよ早いと思うんですが、こんなに早く決めていいんでしょうか。決めるのはこの委員会で決めるんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 7月をめどに、その場所を決めます。場所を決めるというよりも場所というのは、幾らお願いしても買えない土地をいつまでもやっても仕方ありませんので、まず買えそうなところを決めていくわけです。場所を決めるって、今5か所候補地があります。5か所候補地があつて大きな円で今くくっていますので、その中で買えそうなところを交渉していくといことのスタンスをとりたいと、こういう状況です。もう7月にすぐ決まれば、それはもちろんいいんですけども、それから交渉に入っていきますよと、仮にAというところで駄目だったら、じゃ、どうするかといことを考えなくちゃいけませんので、そういったことの意味ですのでどうかご理解をお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） なければ、では、ちょっと副委員長と交代して私も。

（委員長、副委員長と交代）

○副委員長（伊藤 保） 木内委員。

○委員（木内欽市） やはり道の駅のこととてちょっとお尋ねしたいんですが、実は本会議のときに市長が「私のところには反対の意見は誰もない」と、「反対しているのは大塚議員だけだ」と、こういう答弁がありましたもんで、そうじゃないもんですから、私も会派の人が1人だけ反対しているって、これちょっとそのまま聞いておくわけにいきません。私も反対なんです、今現在。ですから、議員もそうなんです。市長のところには反対の意見が全然ないとい、我々議員のところには賛成とい声が全然ないんですよ。理解してもらえますね。市長のところにはいかないわけですよ、市長がやろうと言っている人に。私のほうはどうもちょっと賛成できないんだといと、賛成の意見は全然来ないんです。反対の意見ばかりなんです。これを理解してもらいたいと思うんです。ほかの議員も多分そうなんです。ですから、さあじゃ、議員の賛成、反対の意思表示はどこでしたらいいんですか。まだ場所も決

まっていないんで、場所によっては反対、建物によっては反対という人がいるはずなんですよ。恐らく当初のうわさどおりの建物ができたら、大体反対だと思うんですがね。まだ予算も分かんない、場所も分かんない、いや、この場所なら賛成できるけれども、ここでは私はどう見たって反対ですよという意見があると思うんですよ。その例えば議員の賛成か反対というのは、どこかで聞いてくれるところはあるんですか。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの質問です。議員の反対の場所はどこで言ったらいいんだと、それは私のほうで、ここをお願いします、あそこをお願いしますというのは言えないです。一応、今までの中で出てきているのは一般質問のときに、そういうようなご意見をいただいていると。それ以外で市長のところに直接言いに来ている人がいるのかどうか、ちょっとそこまで把握していないんですけれども、市長がああいうふうに答えたのは、自分がやはりいろいろな会合へ出て、道の駅の話なんかをしている中で直接そういうところではそういう意見は出なかったんだと、そういうことだと思いますけれども。

いずれにせよ議員はどこで反対したらいいんだとかというのは、やはりこれは議会の場なり、あるいは直接本人に言っていただく。そしてまた、今回の準備委員会の委員長も議会を代表して、滑川議員が出ていただいて進めていただいております。滑川議員は賛成なのかと私は個人的には思っています。

以上です。

○副委員長（伊藤 保） 太田委員。

○委員（太田將範） やり方としまして、すべてコンサル等に丸投げするような形で議員のほうには何も情報が入ってきていないんですよ。どういう方向かということもさっぱり分からない。これじゃ、一般質問のしようがないんですね、はっきり言って。違いますか。こういう形でやっていきますよということがはっきり分かれば、意見の言いようがあるんだけど、基本的なコンセプトはと高橋委員が言っていましたけれども、どういう目的のためにやるのかということもはっきりしない。どういう規模でやるのかというのものはっきりしない。それでは一般質問のしようがないんですよ。違いますか。それで計画だけ諮問委員会みたいなものをつくって、粛々と進めますということではよろしいんでしょうかね。私は行政のほうのやり方について非常にちょっと不信感を覚えますよ。と言いますのは、やはり議会に対して質問ができないような状態にしておいて、物事だけを進めていくというやり方はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） 申し訳ございませんでした。いずれにいたしましても、これからは、先ほど企画政策課長のほうから話が出ましたけれども、一応会議の内容につきましては一応概要を公開するにいたし、また議会のほうでもその都度やはりある程度先が見えたら、中身が固まってきましたら一応市長のほうから説明はさせていただくようにします。

以上です。

○副委員長（伊藤 保） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） ですから、誤解しないでいただきたいのは、本会議の席上で「議員の中で反対しているのは大塚議員1人だ」と言われたんで、ほかの議員21人が全部賛成ととられたら困るということなんですよ。

今現在で、その当初流れました総工費15億円だとか、観覧車を造るんだとか、そういうので、そういうだけのやつで、はい、賛成というわけにはいきませんよ。そんなに15億円もかけてもうかるのかな、場所はどこにするのかな、それで一応本会議でああやって言われていて、まるで議員の中で反対しているのは1人みたいにとられたんでは困りますんで、一般質問の通告を出してあれば私も言ったんですが、出してなかったもんで言えないんで、今あえて副委員長と席を交換してもらって申し上げるわけありますので、ほかの議員だって恐らくそういう考えですよ。例えば規模によっては賛成であろうと、そういう話、聞きますから、その決定というか今、太田委員もおっしゃいましたが、これ粛々と進んで場所が決まって、議会って市長のところに個人的に反対と言ったって、これは反対にならないでしょうから、決をとるとか、そういうことはないのかと、議会の議員のそういう最終的な反対する場合に、どこで反対したらいいのかということなんですよ。

来年度の予算の中で、議案第1号で反対したらいいのか、あるいは道の駅は道の駅で全員協議会辺りで賛否をとっていただけるのかということなんですよ。そのことなんですよ、お聞きしたいのは。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの木内委員の意見、分かりました。帰りましたら市長のほうにその旨を伝えます。

それと、1点だけ申し上げたいんですけれども、道の駅の説明の、今まで質問の中の答弁の中で15億円とか16億円という答弁をしたことは1回もないと思います。

(発言する人あり)

○副委員長（伊藤 保） 木内委員。

○委員（木内欽市） 言っていないんですが、私らが知っている、議員もみんな知っているから、もうそういうものだ、そういう具合に流れているんです。ですから、駄目ならそれは違うとはっきり否定していただかないと、もう一般市民も15億円で造るんだ、何だい、人の金で持ってと、こういう話が出ているんですよ。ですから、私らもそれを聞いて黙っているわけにはいかないので言うんで、そういう声があるということです。議員の声じゃないんですよ。うわさ云々と言ったのが本会議でありましたが、うわさは市民から聞くやつが議員のところへ入ってきているんで、当然、市長の耳にも入っているはずですよ。副市長の耳にも入っているわけですよ。15億円という話が流れているということは。ですから、駄目なら駄目、そうじゃないならないようにはっきり説明をしていただかないと、我々も説明のしようがないと、こういうことですので誤解のないように。

○副委員長（伊藤 保） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、木内委員の話の続きなんですが、私のほうには、私は耳が遠いのかもしれないけれども、なかなか15億円という声が聞こえてきておりません。私も農家ですの、農家の集まりにはかなり出席しているつもりでおります。私の周りのその農家の方々は、やはりこの道の駅に期待するところが非常に大きくございます。賛成という立場ということではございませんが、私はぜひ進めていただきたいなと、旭市の農家のために進めていただきたいなというふうに考えております。

○副委員長（伊藤 保） 木内委員。

○委員（木内欽市） やめていただきたいとか進めていただきたいと言っているわけじゃないんですよ。どういつて説明をしていただいて、議員の意見を聞いてくださいと、このまますぐスタートでは困りますということなんで誤解のないようにお願いします。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） 先ほども木内委員の質問には答弁しましたが、一応帰りまして市長のほうにはその旨伝えます。

以上です。

○副委員長（伊藤 保） では、委員長と交代して。

(副委員長、委員長と交代)

○委員長（木内欽市） 所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（木内欽市） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退席してください。

それでは11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第2号について審査に入ります。

初めに、総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 参考意見というより、背景とこちらで分かっている範囲の動向を若干お話しさせていただきたいと思います。

ご承知のとおりだと思いますが、これは国のアクションプラン、出先機関の原則廃止に向けて、そのアクションプランの検討が22年12月から進められてきて、こういう動きになっているのかと思われます。今国会にこちらの出先改革特例法案が提出される、そんな動きがありましたので陳情等も全国的にやっているのかと思います。

この出先機関の原則廃止ですが、地方でも意見が若干分かれておりまして、全国知事会、5月18日に総会がございまして、その総会の席上、知事会は法案の速やかな提出、今国会での成立を強く求める決議を行っております。

また一方、市長会ですが、若干こちらはまだ説明足りないよという意見がかなり出たようで、全国市長会、6月6日、総会ございましたが、そこでの決議は出先機関改革検討には基

礎自治体と十分な協議をして、その意見の反映が必要不可欠であり、拙速に進めることのな
いよう強く要望する。こんな決議をしております。またこの法案ですが、今回の国会ですが
閣議決定もできません。民主党の中でも反対が多いようで、それで国会には法案は今のところ
提出されない、そんな状況でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。大変ご苦
労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 22 分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

何かご意見がありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 国のほうはスリム化をやっているわけですね。そうすると、この出先が
あるということは、その資産、その他を含めて、やはり人件費等も含めると、やはりこれは
国の政策に逆行しているようなことに思えるので私は反対をいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

そのほかに。

太田委員。

○委員（太田將範） 今度の東日本大震災の経験から踏まえましても、やはり大きな河川だと
か大きな津波につきましても、やはり防災というのは市単独ではできないというのが一つの
結論ではあると思います。その欠点もありますけれども、やはりあれだけ大きな、利根川
だとかという大河川の通常の維持管理からしましても、草刈りから始まって、さまざまな、
堤防の亀裂だとかそういうものを絶えず管理することは、はっきり言いまして市町村単位で

はちょっと難しいだろうと思います。ですから、一元化された国の管理が必要だと。それに関する費用というのは国の安全を高めるということでの支出でありますので、何ら行政改革に反することはないと思います。むしろそのところで見てるから国の安全が守られているというふうに考えますので、賛成いたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（木内欽市） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第2号、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（木内欽市） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 24 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市